(19)**日本国特許庁(JP)** 

# (12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2022-59777 (P2022-59777A)

(43)公開日 令和4年4月14日(2022.4.14)

(51)国際特許分類		FI			テーマコード(参考)				
G 0 6 F 21/44		(2013.01)	<i>13.01)</i> G 0 6 F		3 5 0		2 E 2 5 0		
H 0 4 L 9/32		(2006.01)	H 0 4 L	9/00	6 7	5 A	5 K 0 6 7		
H 0 4 W	12/06	(2021.01)	H 0 4 W	12/06					
H 0 4 W	64/00	(2009.01)	H 0 4 W	64/00					
E 0 5 B	49/00	(2006.01)	E 0 5 B	49/00		J			
		審査請求	<sup>找</sup> 未請求	請求項の数	14	O L	(全18頁)	最終頁に続く	
(21)出願番号	特願:	2020-167583(P202	(71)出願人	000	000003551				
(22)出願日	令和:	2年10月2日(2020.1		株式	株式会社東海理化電機製作所				
					愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 2 6 0 番				
					地	地			
			(74)代理人	100	100140958				
				弁理	弁理士 伊藤 学				
			(74)代理人	100	100137888				
				弁理	弁理士 大山 夏子				
				(72)発明者	大橋	1 洋介			
					愛知	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 2 6 0 番			
					地	地 株式会社東海理化電機製作所内			
				(72)発明者	長谷	長谷川 洋祐			
					愛知	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番			
						地 株式会社東海理化電機製作所内			
				F ターム ( f	参考)	2E25	0 AA21 BB0	08 DD06 FF25	
								最終頁に続く	

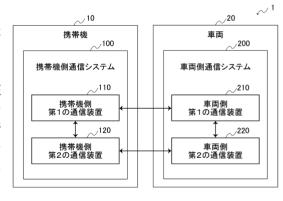
(54)【発明の名称】 通信システム、通信方法、及びプログラム

# (57)【要約】

【課題】セキュリティをさらに向上させることが可能な 仕組みを提供する。

【解決手段】第1の通信装置と、第2の通信装置と、を備える通信システムであって、第1の通信装置は、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行し、第2の通信装置は、通信システムと他の通信システムとの間の距離を測定するために送受信される信号である測距用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行し、第2の認証処理において測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報を更新し、且つ、鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更し、鍵関連情報及びカウンタ値を使用して第2の認証処理を実行する、通信システム。

【選択図】図1



### 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

第1の通信装置と、

第2の通信装置と、

を備える通信システムであって、

前記第1の通信装置は、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行し、

前記第2の通信装置は、前記通信システムと前記他の通信システムとの間の距離を測定するために送受信される信号である測距用信号を、前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行し、

前記第2の通信装置は、

前記第1の認証処理が実行される際に、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更し、

前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を使用して前記第2の認証処理を実行する、

通信システム。

### 【請求項2】

前記第2の通信装置は、前記第2の認証処理において使用される前記カウンタ値が前回の前記第2の認証処理において使用された前記カウンタ値と同一である場合、前記測距用信号を送受信しない、

請求項1に記載の通信システム。

#### 【請求項3】

前記第2の通信装置は、前記第2の認証処理において使用される前記カウンタ値が回の前記第2の認証処理において使用された前記カウンタ値と異なる場合、前記測距用信号を送受信する、

請求項1又は2に記載の通信システム。

## 【請求項4】

前記第2の認証処理において使用される前記カウンタ値が、前回の前記第2の認証処理において使用された前記カウンタ値と同一である場合、前記第2の認証処理における認証失敗が判定される、

請求項1~3のいずれか一項に記載の通信システム。

## 【請求項5】

前記第2の通信装置は、前記測距用信号を送受信することにより、前記通信システムと前記他の通信システムとの間の距離を測定し、

測定された前記距離に基づいて、前記第2の認証処理における認証成否が判定される、 請求項1~4のいずれか一項に記載の通信システム。

### 【請求項6】

前記第2の認証処理において使用される前記カウンタ値が、前回の前記第2の認証処理において使用された前記カウンタ値と異なり、且つ、測定された前記距離が規定の条件を満たす場合に、前記第2の認証処理における認証成功が判定される、

請求項5に記載の通信システム。

## 【請求項7】

前記第1の通信装置は、前記第1の認証処理を実行する際に、前記鍵関連情報の更新及び前記カウンタ値の変更を指示する信号である指示信号を前記第2の通信装置に送信し、前記第2の通信装置は、前記指示信号を受信した場合に、前記鍵関連情報を更新し、前記カウンタ値を変更する、

請求項1~6のいずれか一項に記載の通信システム。

# 【請求項8】

前記第1の通信装置は、

前記第1の認証処理において前記鍵関連情報の更新に関する情報を送受信し、

20

10

30

40

前記第1の認証処理において送受信した前記鍵関連情報の更新に関する情報を前記指示信号に含めて前記第2の通信装置に送信し、

前記第2の通信装置は、前記指示信号に含まれる前記鍵関連情報の更新に関する情報に基づいて前記鍵関連情報を更新し、前記カウンタ値を変更する、

請求項7に記載の通信システム。

# 【請求項9】

前記第1の認証処理における無線通信に異常が発生した場合、

前記第1の通信装置は、前記第1の認証処理を再度実行し、

前記第2の通信装置は、鍵関連情報の更新、及びカウンタ値の変更を行った上で、前記第2の認証処理を実行する、

請求項1~8のいずれか一項に記載の通信システム。

## 【請求項10】

前記第2の通信装置は、前記鍵関連情報に基づいて前記鍵を生成し、前記他の通信システムに送信する前記測距用信号を前記鍵により暗号化する、

請求項1~9のいずれか一項に記載の通信システム。

#### 【 請 求 項 1 1 】

前記第2の通信装置は、前記鍵関連情報に基づいて前記鍵を生成し、前記他の通信システムから受信した前記測距用信号を前記鍵により復号する、

請求項1~10のいずれか一項に記載の通信システム。

#### 【請求項12】

前記通信システム又は前記他の通信システムの一方は、車両に搭載され、

前記通信システム又は前記他の通信システムの他の一方は、車両のユーザに携帯される装置に搭載される、

請求項1~11のいずれか一項に記載の通信システム。

#### 【請求項13】

第1の通信装置と、

第2の通信装置と、

を備える通信システムにより実行される通信方法であって、

前記第1の通信装置により、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行させることと、

前記第2の通信装置により、前記通信システムと前記他の通信システムとの間の距離を測定するために送受信される信号である測距用信号を、前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行させることと、

前記第1の認証処理が実行される際に、前記第2の通信装置により、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更させ、前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を使用して前記第2の認証処理を実行させることと、

を含む通信方法。

## 【請求項14】

第1の通信装置と、

第2の通信装置と、

を備える通信システムを制御するコンピュータに、

前記第1の通信装置により、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行させることと、

前記第2の通信装置により、前記通信システムと前記他の通信システムとの間の距離を測定するために送受信される信号である測距用信号を、前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行させることと、

前記第1の認証処理が実行される際に、前記第2の通信装置により、前記第2の認証処理 において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報 10

20

30

40

を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更させ、前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を使用して前記第 2 の認証処理を実行させることと、

を実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、通信システム、通信方法、及びプログラムに関する。

【背景技術】

[0002]

近年、スマートエントリーシステムを搭載した車両が広く普及している。スマートエントリーシステムとは、ユーザが携帯する携帯機と車両との間で無線通信を介した認証を行い、認証が成功した場合にドア錠のアンロック等を行うシステムである。スマートエントリーシステムに関する技術として、例えば、下記特許文献1では、車両と携帯機とが同一のシードから生成された共通鍵に基づいて認証を行う技術が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0003]

【特許文献1】特開2013-234520号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

しかし、特許文献 1 等に開示された技術は、開発されてから未だ日が浅く、スマートエントリーシステムのセキュリティには向上の余地が残されている。

[00005]

そこで、本発明は、上記問題に鑑みてなされたものであり、本発明の目的とするところは 、セキュリティをさらに向上させることが可能な仕組みを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0006]

上記課題を解決するために、本発明のある観点によれば、第1の通信装置と、第2の通信装置と、を備える通信システムであって、前記第1の通信装置は、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行し、前記第2の通信装置は、前記通信システムと前記他の通信システムとの間の距離を測定するために送受信される信号である測距用信号を、前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行し、前記第2の通信装置は、前記第1の認証処理が実行される際に、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更し、前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を変更して前記第2の認証処理を実行する、通信システムが提供される。

[ 0 0 0 7 ]

また、上記課題を解決するために、本発明の別の観点によれば、第1の通信装置と、第2の通信装置と、を備える通信システムにより実行される通信方法であって、前記第1の通信装置により、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行させることと、前記第2の通信装置により、前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行させることと、前記第2の適信装置により、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵により、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に対る情報である鍵関連情報を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更させ、前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を使用して前記第2

30

10

20

40

の認証処理を実行させることと、を含む通信方法が提供される。

#### [00008]

また、上記課題を解決するために、本発明の別の観点によれば、第1の通信装置と、第2の通信装置と、を備える通信システムを制御するコンピュータに、前記第1の通信装置により、認証を行うための信号である認証用信号を、他の通信システムとの間で送受信することを含む第1の認証処理を実行させることと、前記第2の通信装置により、前記通信システムと前記他の通信システムとの間で送受信することを含む第2の認証処理を実行される際に、前記第2の通信装置により、前記第2の認証処理が実行される際に、前記第2の通信装置により、前記第2の認証処理において前記測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である鍵関連情報を更新し、且つ、前記鍵関連情報が更新された場合に変更される数であるカウンタ値を変更させ、前記鍵関連情報及び前記カウンタ値を使用して前記第2の認証処理を実行させることと、を実行させるためのプログラムが提供される。

【発明の効果】

### [0009]

以上説明したように本発明によれば、セキュリティをさらに向上させることが可能な仕組みが提供される。

【図面の簡単な説明】

## [0010]

- 【図1】本実施形態に係るシステムの構成の一例を示すブロック図である。
- 【図2】本実施形態に係るシステムにより実行される測距処理の流れの一例を示すシーケンス図である。
- 【図3】本実施形態に係るシステムにより実行される2段階認証処理の流れの一例を示す シーケンス図である。

【発明を実施するための形態】

## [0011]

以下に添付図面を参照しながら、本発明の好適な実施の形態について詳細に説明する。なお、本明細書及び図面において、実質的に同一の機能構成を有する構成要素については、同一の符号を付することにより重複説明を省略する。

# [0012]

< < 1 . 構成例 > >

図 1 は、本実施形態に係るシステム 1 の構成の一例を示すブロック図である。図 1 に示すように、システム 1 は、携帯機 1 0 及び車両 2 0 を含む。

## [0013]

携帯機10は、車両20のユーザにより携帯される任意の装置として構成される。任意の装置には、電子キー、スマートフォン、及びウェアラブル端末等が含まれる。携帯機10には、携帯機側通信システム100が搭載される。車両20は、ユーザにより利用される対象の一例である。車両20には、車両側通信システム200が搭載される。携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200は、本実施形態における通信システム及び他の通信システムの一例である。

[ 0 0 1 4 ]

携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200の一方は、認証者として機能し、他方は被認証者として機能する。認証者とは、被認証者を認証する装置である。被認証者とは、認証される装置である。本実施形態では、携帯機側通信システム100が被認証者であるものとする。また、車両側通信システム200が認証者であるものとする。

# [0015]

システム 1 においては、ユーザ(例えば、車両 2 0 のドライバー)が携帯機 1 0 を携帯して車両 2 0 に近づくと、携帯機側通信システム 1 0 0 と車両側通信システム 2 0 0 との間で認証のための無線通信が行われる。そして、認証が成功すると、車両 2 0 のドア錠がアンロックされたりエンジンの始動が許可されたりして、車両 2 0 がユーザにより利用可能

10

20

30

な状態になる。このようなシステムは、スマートエントリーシステムとも称される。以下 、各構成要素について順に説明する。

### [0016]

(1)携帯機側通信システム100

図 1 に示すように、携帯機側通信システム 1 0 0 は、携帯機側第 1 の通信装置 1 1 0 及び 携帯機側第 2 の通信装置 1 2 0 を備える。

#### [0017]

携帯機側第1の通信装置110は、車両側通信システム200との間で無線通信を行う装置である。具体的には、携帯機側第1の通信装置110は、車両側第1の通信装置210との間で無線通信を行う。即ち、携帯機側第1の通信装置110は、車両側第1の通信装置210へ無線信号を送信する。また、携帯機側第1の通信装置110は、車両側第1の通信装置210から無線信号を受信する。携帯機側第1の通信装置110は、記憶装置及び制御装置を含み、各種情報の記憶及び各種情報処理を行う。例えば、携帯機側第1の通信装置110は、車両側通信システム200との間で行った無線通信に基づく各種処理を実行する。

#### [0018]

携帯機側第2の通信装置120は、車両側通信システム200との間で無線通信を行う装置である。具体的には、携帯機側第2の通信装置120は、車両側第2の通信装置220 との間で無線通信を行う。即ち、携帯機側第2の通信装置120は、車両側第2の通信装置220へ無線信号を送信する。また、携帯機側第2の通信装置120は、車両側第2の通信装置220から無線信号を受信する。携帯機側第2の通信装置120は、記憶装置及び制御装置を含み、各種情報の記憶及び各種情報処理を行う。例えば、携帯機側第2の通信装置120は、車両側通信システム200との間で行った無線通信に基づく各種処理を実行する。

#### [0019]

携帯機側第1の通信装置110と携帯機側第2の通信装置120とは有線又は無線により接続される。そのため、携帯機側第1の通信装置110と携帯機側第2の通信装置120とは情報を送受信することができる。

# [0020]

(2)車両側通信システム200

図 2 に示すように、車両側通信システム 2 0 0 は、車両側第 1 の通信装置 2 1 0 及び車両側第 2 の通信装置 2 2 0 を備える。

## [0021]

車両側第1の通信装置210は、携帯機側通信システム100との間で無線通信を行う装置である。具体的には、車両側第1の通信装置210は、携帯機側第1の通信装置110との間で無線通信を行う。即ち、車両側第1の通信装置210は、携帯機側第1の通信装置110へ無線信号を送信する。また、車両側第1の通信装置210は、携帯機側第1の通信装置110から無線信号を受信する。車両側第1の通信装置210は、記憶装置及び制御装置を含み、各種情報の記憶及び各種情報処理を行う。例えば、車両側第1の通信装置210は、携帯機側通信システム100との間で行った無線通信に基づく各種処理を実行する。

## [0022]

車両側第2の通信装置220は、携帯機側通信システム100との間で無線通信を行う装置である。具体的には、車両側第2の通信装置220は、携帯機側第2の通信装置120との間で無線通信を行う。即ち、車両側第2の通信装置220は、携帯機側第2の通信装置120へ無線信号を送信する。また、車両側第2の通信装置220は、携帯機側第2の通信装置120から無線信号を受信する。車両側第2の通信装置220は、記憶装置及び制御装置を含み、各種情報の記憶及び各種情報処理を行う。例えば、車両側第2の通信装置220は、携帯機側通信システム100との間で行った無線通信に基づく各種処理を実行する。

10

20

30

## [0023]

車両側第1の通信装置210と車両側第2の通信装置220とは有線又は無線により接続される。そのため、車両側第1の通信装置210と車両側第2の通信装置220とは情報を送受信することができる。一例として、車両側第1の通信装置210と車両側第2の通信装置220とは、CAN(Controller Area Network)又はLIN(Local Interconnect Network)等の車載ネットワークにより接続される。車両側第1の通信装置210及び車両側第2の通信装置220の各々は、ECU(Electronic ControlUnit))として構成されてもよい。

#### [ 0 0 2 4 ]

(3)無線通信規格に関する補足

携帯機側第1の通信装置110と携帯機側第2の通信装置120との間で行われる無線通信は、第1の無線通信規格に準拠して行われる。他方、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220との間で行われる無線通信は、第2の無線通信規格に準拠して行われる。

#### [0025]

第1の無線通信規格では、超短波(UHF:Ultra-High Frequency)及び長波(LF:Low Frequency)帯の信号が使用されてもよい。典型的なスマートエントリーシステムにおいては、携帯機10側から車両20側への送信にUHF帯の信号が使用され、車両20側から携帯機10側への送信にLF帯の信号が使用される。以下では、携帯機側第1の通信装置110及び車両側第1の通信装置210は、UHF帯の信号及びLF帯の信号での通信を行うものとして説明する。即ち、以下では、携帯機側第1の通信装置110から車両側第1の通信装置210への送信にUHF帯の信号が使用され、車両側第1の通信装置210から携帯機側第1の通信装置110への送信にLF帯の信号を使用するものとする。

## [0026]

第2の無線通信規格では、UWB(Ultra-Wide Band)を用いた信号が使用されてもよい。UWBによるインパルス方式の信号は、測位及び測距を高精度に行うことができるという特性を有する。すなわち、ナノ秒オーダー以下の非常に短いパルス幅の電波を使用することで電波の伝搬時間を高精度に測定することができ、伝搬時間に基づく測位及び測距を高精度に行うことができる。以下では、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220は、UWBを用いた信号を送受信するものとする。

## [0027]

< < 2 . 技術的特徴 > >

# (1)測距処理

携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200は、測距処理を行う。測距処理とは、携帯機側通信システム100と車両側通信システム200との間の距離を測定する処理である。測距処理において測定された距離を、以下では測距値とも称する。

#### [0028]

測距処理においては、測距処理のための信号が送受信され得る。

# [0029]

測距処理のために送受信される信号の一例は、測距用信号である。測距用信号は、装置間の距離を測定するために送受信される信号である。測距用信号は、計測の対象となる信号でもある。例えば、測距用信号の送受信にかかる時間(即ち、伝搬時間)が計測される。 典型的には、測距用信号は、データを格納するペイロード部分を有さないフレームフォーマットで構成される。もちろん、測距用信号は、データを格納するペイロード部分を有するフレームフォーマットで構成されてもよい。

## [0030]

測距処理においては、装置間で複数の測距用信号が送受信され得る。複数の測距用信号のうち、一方の装置から他方の装置へ送信される測距用信号を第1の測距用信号とも称する。そして、第1の測距用信号を受信した装置から、第1の測距用信号を送信した装置へ送

10

20

30

40

信される測距用信号を、第2の測距用信号とも称する。

#### [0031]

測距処理のために送受信される信号の他の一例は、データ信号である。データ信号は、データを格納して搬送する信号である。データ信号は、データを格納するペイロード部分を有するフレームフォーマットで構成される。

### [0032]

測距処理において信号を送受信することを、以下では測距通信とも称する。本実施形態では、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220とが測距通信を行うものとする。測距処理においては、携帯機側通信システム100と車両側通信システム200との間の距離として、測距用信号を送受信した携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220との間の距離が、測定される。

[0033]

測距処理の一例を、図2を参照しながら説明する。

## [0034]

図 2 は、本実施形態に係るシステム 1 により実行される測距処理の流れの一例を示すシーケンス図である。図 2 に示すように、本シーケンスでは、携帯機側通信システム 1 0 0 と車両側通信システム 2 0 0 とが関与する。

### [0035]

図 2 に示すように、まず、携帯機側通信システム 1 0 0 の携帯機側第 2 の通信装置 1 2 0 は、第 1 の測距用信号を送信する(ステップ S 1 2 )。例えば、第 1 の測距用信号は、UWBを用いた信号として送信されてもよい。

[0036]

次いで、車両側通信システム 2 0 0 の車両側第 2 の通信装置 2 2 0 は、携帯機側第 2 の通信装置 1 2 0 から第 1 の測距用信号を受信すると、第 1 の測距用信号の応答として第 2 の測距用信号を送信する(ステップ S 1 4 )。例えば、第 2 の測距用信号は、UWBを用いた信号として送信されてもよい。

# [0037]

このとき、車両側第2の通信装置220は、車両側第2の通信装置220における第1の 測距用信号の受信時刻から第2の測距用信号の送信時刻までの時間 T2を計測しておく 。他方、携帯機側第2の通信装置120は、車両側第2の通信装置220から第2の測距 用信号を受信すると、携帯機側第2の通信装置120における第1の測距用信号の送信時 刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間 T1を計測しておく。

[0038]

次に、携帯機側第2の通信装置120は、時間 T1を示す情報を含むデータ信号を送信する(ステップS16)。例えば、データ信号は、UWBを用いた信号として送信されてもよい。

[0039]

そして、車両側第2の通信装置220は、データ信号を受信すると、計測した T2、及びデータ信号に含まれる情報により示される時間 T1に基づいて、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220との間の距離を示す測距値を計算する(ステップS18)。詳しくは、車両側第2の通信装置220は、 T1- T2の結果を2で割ることで片道の信号の伝搬時間を計算する。そして、車両側第2の通信装置220は、かかる伝搬時間に信号の速度を掛けることで、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220との間の距離を示す測距値を計算する。

[0040]

ここで、測距通信では、UWBを用いた信号が送受信されることが望ましい。少なくとも 測距用信号は、UWBを用いた信号として送受信されることが望ましい。かかる構成によれば、UWBに関して上記説明したように、測距を高精度に行うことが可能となる。

[0041]

(2)2段階認証

10

30

20

40

本実施形態に係る携帯機側通信システム 1 0 0 及び車両側通信システム 2 0 0 は、複数の認証処理を行う。認証処理とは、認証者が被認証者を認証する処理である。複数の認証処理の全てが成功裏に完了した場合に認証が成功し、少なくとも一部の認証処理において異常が発生した場合に認証が失敗する。

#### [0042]

- 第1の認証処理

1 段階目の認証処理(以下、第 1 の認証処理とも称する)は、例えば要求応答認証を含む。認証応答要求とは、認証を行うための信号である認証用信号を、認証者と被認証者との間で送受信することを含む認証処理である。具体的には、認証者は、認証用信号としての認証要求を生成して、被認証者に送信する。被認証者は、受信した認証要求に基づいて、認証用信号としての認証応答を生成し、生成した認証応答を認証者に送信する。そして、認証者は、受信した認証応答に基づき被認証者の認証を行う。

[0043]

認証要求は、認証の実行を要求する信号である。認証応答は、認証要求に対する応答である。認証応答は、認証要求及び被認証者の情報(例えば、ID及びパスワード等)に基づいて生成される。典型的には、認証要求は乱数であり認証のたびに変化するので、要求応答認証はいわゆるリプレイアタックに耐性を有する。また、認証応答は被認証者の情報(例えば、ID及びパスワード等)に基づいて生成され、即ちID及びパスワードそのものは送受信されないので、盗聴に起因するリスクが低減される。

## [0044]

- 第2の認証処理

2 段階目の認証処理(以下、第 2 の認証処理とも称する)は、認証者と被認証者との相対 的な位置関係に基づいて、携帯機側通信システム 1 0 0 を認証する処理である。

[0045]

一例として、第2の認証処理は、認証者と被認証者との間の距離に基づく認証を行う処理である。距離に基づく認証は、測距用信号を送受信することにより測距値を測定する測距処理、及び測定された測距値に基づき認証成否を判定する処理を含む。第2の認証処理においては、車両側通信システム200は、測距値が規定の条件を満たすか否かにより、携帯機側通信システム100の認証を行う。規定の条件の一例は、測距値が規定の閾値以下であることである。

[0046]

ここで、測距処理では、携帯機側通信システム100と車両側通信システム200との間で送受信した無線信号の伝搬時間に基づいて測距値が測定される。従って、携帯機側通信システム100と車両側通信システム200との間に中継器を持ち込んで無線信号を中継する、いわゆるリレーアタックによる被害を防止することができる。無線信号を中継した分、伝搬時間が長くなり、測距値が規定の条件を満たさなくなるためである。

## [0047]

- 補足

一例として、第1の認証処理では、第1の無線通信規格に準拠して信号が送受信される。 これにより、認証要求及び認証応答といったデータの送受信を含む第1の認証処理を、よ り利得が高い第1の無線通信規格を用いて効率よく行うことができる。

[0048]

一例として、第2の認証処理では、第2の無線通信規格に準拠して信号が送受信される。 これにより、距離に基づく認証を含む第2の認証処理を、より測距に適した第2の無線通 信規格を用いて高精度に行うことができる。

[0049]

これらの認証処理に先行して、起動を指示するウェイクアップ信号、及びウェイクアップ信号に対する応答の送受信が行われてもよい。ウェイクアップ信号により、受信側をスリープ状態から復帰させることができる。ウェイクアップ信号に対する応答としては、起動することを示す肯定応答(ACK:Acknowledgement)信号、及び起動しないことを

10

20

30

40

示す否定応答(NACK:Negative Acknowledgement)信号が挙げられる。ウェイクアップ信号に対してACKが返信された場合、認証処理がトリガされる。

#### [0050]

第1の認証処理及び第2の認証処理は、段階的に行われてもよく、その順番は任意である。また、第1の認証処理及び第2の認証処理は、一部又は全部が並行して行われてもよい。以下では、第1の認証処理の後に第2の認証処理が実行されるものとする。

#### [0051]

(3) 第2の認証処理におけるシード及びカウンタの使用

携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、鍵関連情報を用いて第2の認証処理を実行する。鍵関連情報とは、測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵に関する情報である。鍵関連情報の一例は、ストリーム暗号における鍵ストリーム(疑似乱数系列)を生成するための鍵の初期値(即ち、疑似乱数生成器に入力されるシード)である。シードの一例は、乱数である。その場合、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、シードに基づいて生成した暗号化鍵又は復号を行う。暗号化鍵及び復号鍵は、同一のシードに基づいて生成される場合、同一(即ち、共通鍵)となる。鍵関連情報の他の一例は、測距用信号の暗号化及び復号に用いられる鍵そのものである。本実施形態では、鍵関連情報はシードであり、同一のシードに基づいて生成された共通鍵が暗号化及び復号に使用されるものとする。

## [0052]

具体的には、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、シードを用いて第2の認証処理を実行することとして、シードに基づいて共通鍵を生成した共通鍵により無線信号の暗号化及び復号を行う。詳しくは、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の一方は、他方に送信する測距用信号を、一シードに基づいて生成した共通鍵により暗号化する。図2に示した例に関して言えば、の測距用信号を暗号化する。他の一例として、車両側第2の通信装置120は、シードを用いて生成した共通鍵により第2の測距用信号を暗号化する。また、携帯機側第2の通信装置120の一方は、他方から受信した測距用信号をに基づいて生成した共通鍵により復号する。図2に示した例に関して言えば、シードに基づいて生成した共通鍵により復号する。図2に示した例に関して言えば、の測距用信号を復号する。他の一例として、携帯機側第2の通信装置120は、シードを用いて生成した共通鍵により第1の測距用信号を復号する。他の一例として、携帯機側第2の通信装置120は、シードを用いて生成した共通鍵により第1の測距用信号を復号する。

# [0053]

暗号化のために使用されたシードと復号のために使用されたシードとが同一である場合、復号は成功する。他方、暗号化のために使用されたシードと復号のために使用されたシードとが異なる場合、復号は失敗し、第2の認証処理における認証失敗が判定される。そのため、第2の認証処理においてシードを使用することで、第2の認証処理のセキュリティを向上させることが可能である。

# [0054]

セキュリティをさらに向上させるために、シードは適宜更新されることが好ましい。これにより、例えば更新前のシードが盗聴された場合であっても、車両側通信システム 2 0 0 は、更新後のシードを第 2 の認証処理において使用することで、盗聴者による更新前のシードを使用した測距用信号に対し認証失敗を判定することができる。更新前のシードと更新後のシードとは、典型的には異なる。ただし、更新前のシードと更新後のシードとが同一になる場合もある。

## [0055]

シードの更新に関し、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、鍵関連情報に加え、カウンタ値を用いて第2の認証処理を実行する。カウンタ値とは、シードが更新された場合に変更される数である。一例として、カウンタ値は、シー

10

20

30

40

10

20

30

40

50

ドが更新される度に所定数が加算される。所定数の一例は、1である。かかる構成によれば、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、更新前後のシードが同一であっても、カウンタ値が変更されていることをもって、シードの更新が行われたことを把握することができる。

[0056]

詳しくは、第2の認証処理において使用される前記カウンタ値が、前回の第2の認証処理において使用されたカウンタ値と同一である場合、第2の認証処理における認証失敗が判定される。他方、第2の認証処理において使用されるカウンタ値が、前回の第2の認証処理において使用された測距値が規定の条件を満たす場合に、第2の認証処理における認証成功が判定される。かかる構成によれば、前回の第2の認証処理の後にシードの更新が行われている場合に限定して認証成功が判定されるので、セキュリティを向上させることが可能である。

[0057]

携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、第2の認証処理において使用されるカウンタ値が前回の第2の認証処理において使用されたカウンタ値と同一である場合、測距用信号を送受信しなくてもよい。他方、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、第2の認証処理において使用されるカウンタ値が前回の第2の認証処理において使用されたカウンタ値と異なる同一である場合、測距用信号を送受信してもよい。かかる構成によれば、カウンタ値が変更済みである場合、即ち第2の認証処理において測距値によっては認証成功が判定され得る場合に限定して、測距用信号を送受信することができる。他方、カウンタ値が未変更である場合、即ち第2の認証処理において測距値によらず認証失敗が判定される場合には、測距用信号の送受信を省略して認証失敗を判定することができる。従って、携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200の各々の消費電力を抑制することが可能である。

[0058]

携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、第2の認証処理を実行する前に、シードを更新し、共有する。具体的には、携帯機側第2の通信装置220の各々は、携帯機側第2の通信装置110の認証処理が実行される際に、に、方を更新し、且つカウンタ値を変更する。詳しくは、携帯機側第1の通信装置110はでままする信号を携帯機側第1の通信装置110に送信する。そして、携帯機側第2の通信装置110に送信する。そして、携帯機側第2の通信装置110は、ある指示信号を関値した場合に、シードを更新し、カウンタ値の変更を指示する信号である指示信号を更に、カウンタ値の変更を指示する信号である指示信号を受信した場合に、シードをある方とで、車両側第2の通信装置220に送を車両側第2の通信装置220に送を更ある。そして、車両側第2の通信装置220は、指示信号を受信した場合に、シードをあるがカウンタ値を変更する。かかる構成によれば、第2の認証処理よりも前にシードをあるがカウンタ値の変更を行うことが可能となる。従って、第2の認証処理において、最新のシードを用いて暗号化及び復号を行うことが可能となる。

[0059]

携帯機側第1の通信装置110及び車両側第1の通信装置210の各々は、第1の認証処理において、シードの更新に関する情報を送受信する。一例として、車両側第1の通信装置210は、認証要求にシードの更新に関する情報を含めて送信してもよい。他の一例として、携帯機側第1の通信装置110は、認証応答にシードの更新に関する情報を含めて送信してもよい。シードの更新に関する情報の一例は、更新後のシードそのものである。シードの更新に関する情報の他の一例は、更新後のシードの元となる情報である。

[0060]

携帯機側第1の通信装置110は、第1の認証処理において、シードの更新に関する情報を送受信すると、当該シードの更新に関する情報を指示信号に含めて携帯機側第2の通信装置120に送信する。そして、携帯機側第2の通信装置120は、受信した指示信号に含まれるシードの更新に関する情報に基づいてシードを更新し、カウンタ値を変更する。

## [0061]

同様に、車両側第1の通信装置 2 1 0 は、1の認証処理において、シードの更新に関する情報を送受信すると、当該シードの更新に関する情報を指示信号に含めて車両側第2の通信装置 2 2 0 は、受信した指示信号に含まれるシードの更新に関する情報に基づいてシードを更新し、カウンタ値を変更する。

### [0062]

かかる構成によれば、第1の認証処理において、同一のシードを携帯機側通信システム1 00と車両側通信システム200との間で共有することができる。従って、第2の認証処理において、携帯機側第2の通信装置120及び車両側第2の通信装置220の各々は、同一のシードから生成された共通鍵を使用して測距用信号の暗号化及び復号を行うことが可能となる。

#### [0063]

ここで、第1の認証処理において無線通信に異常が発生する場合がある。第1の認証処理において無線通信に発生する異常の一例は、ノイズが発生して認証要求又は認証応答、携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200の各々は、2段階認証のリトライ時の第1の通信装置110及び車両側第1の通信装置210の各々は、第1の認証処理における無線通信に異常が発生した場合、携帯機の通信装置110及び車両側第1の通信装置210の各々は、第1のの通信装置110及び車両側第1の通信装置210の各々は、第1のの通信装置110及び車両側第1の通信装置210の各々は、カードの更新に関する情報を送受信する。より、表別の更新、及びカウンタ値の変更を行った上で、第2の認証処理を実行する。より、表別の更新、及びカウンタ値の変更を行った上で、認証がである。ととなる。従り、リトライ前から変更されたカウンタ値に基づいて、認証がである。従り、リトライ時のセキュリティを向上させることが可能である。

# [0064]

なお、シードの更新、及びカウンタ値の更新は、第1の認証処理が実行される度に行われてもよい。他に、シードの更新、及びカウンタ値の更新は、所定の条件が満たされた場合に限定して行われてもよい。所定の条件の一例は、上述した第1の認証処理において無線通信に異常が発生したことである。

## [0065]

## (4)処理の流れ

以下、図3を参照しながら、本実施形態に係る2段階認証処理の流れの一例を説明する。図3は、本実施形態に係るシステム1により実行される2段階認証処理の流れの一例を示すシーケンス図である。図3に示すように、本シーケンスには携帯機側通信システム100及び車両側通信システム200が関与する。

### [0066]

まず、車両側第1の通信装置210は、シードの更新に関する情報として、シードそのものを含む認証要求を送信する(ステップS102)。

# [0067]

次いで、車両側第1の通信装置210は、シードの更新に関する情報としてのシードを含む指示信号を車両側第2の通信装置220に送信する(ステップS104)。

# [0068]

車両側第2の通信装置220は、指示信号を受信すると、受信した指示信号に含まれるシードを最新のシードとして記憶することによりシードを更新し、カウンタ値を変更する(ステップS106)

### [0069]

他方、携帯機側第1の通信装置110は、車両側第1の通信装置210から認証要求を受信すると、受信した認証要求に基づいて認証応答を生成する。そして、生成した認証応答を送信する(ステップS108)。

10

20

30

#### [ 0 0 7 0 ]

次いで、携帯機側第1の通信装置110は、車両側第1の通信装置210から受信した任用要求に含まれるシードを含む指示信号を、携帯機側第2の通信装置120に送信する(ステップS110)。

#### [0071]

携帯機側第2の通信装置120は、指示信号を受信すると、受信した指示信号に含まれるシードを最新のシードとして記憶することによりシードを更新し、カウンタ値を変更する(ステップS112)

# [0072]

他方、車両側第1の通信装置210は、携帯機側第1の通信装置110から認証応答を受信すると、受信した認証応答に基づいて携帯機側通信システム100の認証を行う(ステップS114)。

## [0073]

次いで、携帯機側第2の通信装置120は、ステップS112において記憶した最新のシードに基づいて共通鍵を生成する。そして、携帯機側第2の通信装置120は、生成した共通鍵により第1の測距用信号を暗号化して、暗号化した第1の測距用信号を送信する(ステップS116)

## [0074]

車両側第2の通信装置220は、ステップS106において記憶した最新のシードに基づいて共通鍵を生成する。次いで、携帯機側第2の通信装置120は、第1の測距用信号を受信すると、生成した共通鍵により、受信した第1の測距用信号を復号する。ここでは、第1の測距用信号の復号に成功したものとする。そして、携帯機側第2の通信装置120は、生成した共通鍵により第2の測距用信号を暗号化して、暗号化した第2の測距用信号を送信する(ステップS118)。

#### [0075]

ここで、車両側第2の通信装置220は、車両側第2の通信装置220における第1の測距用信号の受信時刻から第2の測距用信号の送信時刻までの時間 T2を計測しておく。他方、携帯機側第2の通信装置120は、車両側第2の通信装置220から第2の測距用信号を受信すると、携帯機側第2の通信装置120における第1の測距用信号の送信時刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間 T1を計測しておく。

# [0076]

携帯機側第2の通信装置120は、第2の測距用信号を受信すると、ステップS116において生成した共通鍵により、受信した第2の測距用信号を復号する。ここでは、第2の測距用信号の復号に成功したものとする。すると、携帯機側第2の通信装置120は、時間 T1を示す情報を含むデータ信号を送信する(ステップS120)。当該データ信号は、ステップS116において生成した共通鍵により暗号化されて送信されてもよい。

## [0077]

車両側第2の通信装置220は、データ信号を受信すると、計測した時間 T2、及びデータ信号に含まれる情報により示される時間 T1に基づいて、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220は、 T1- T2の結果を2で割ることで片道の信号の伝搬時間を計算する。そして、車両側第2の通信装置220は、かかる伝搬時間に信号の速度を掛けることで、携帯機側第2の通信装置120と車両側第2の通信装置220との間の距離を示す測距値を計算する。

# [0078]

そして、車両側第2の通信装置220は、計算した測距値が規定の条件を満たすか否かに基づいて、携帯機側通信システム100の認証を行う(ステップS124)。

# [0079]

以上、本実施形態に係る 2 段階認証処理の流れの一例を説明した。以下、上記説明した 2 段階認証処理の流れの一例に関する補足を行う。

10

20

30

## [0800]

図3では、上記ステップS102及びステップS104において、車両側第1の通信装置210が認証要求を送信後に指示信号を送信する例を示したが、本発明はかかる例に限定されない。一例として、車両側第1の通信装置210は、認証応答を受信した送信してもよい。他の一例として、車両側第1の通信装置210は、認証応答を受信した場合に指示信号を送信してもよい。

#### [0081]

また、図3では、上記ステップS108及びステップS110において、携帯機側第1の通信装置110が認証応答を送信後に指示信号を送信する例を示したが、本発明はかかる例に限定されない。一例として、携帯機側第1の通信装置110は、認証応答を送信中に指示信号を送信してもよい。他の一例として、携帯機側第1の通信装置110は、認証要求を受信してから認証応答を送信するまでの間に、指示信号を送信してもよい。

#### [0082]

ステップ S 1 1 6 ~ ステップ S 1 2 4 に係る処理は、ステップ S 1 1 4 における認証成否によらず、実行されてもよい。

#### [0083]

図3では、ステップS124において、車両側第2の通信装置220が携帯機側通信システム100の認証を行う例を示したが、本発明はかかる例に限定されない。例えば、車両側第2の通信装置220は、ステップS122において計算した測距値を、車両側第1の通信装置210は、受信した測距値に基づいて、携帯機側通信システム100の認証を行ってもよい。

#### [0084]

ステップS102において送信された認証要求、又はステップS108において送信された認証応答の受信が失敗した場合、図3に示した処理が再度実行される。その際、ステップS106及びステップS112において、シードの更新及びカウンタ値の変更が行われる。従って、リトライ時(即ち、今回実行時)のカウンタ値は、リトライ前(即ち、前回実行時)のカウンタ値と異なるものとなる。よって、リトライ時のシードとリトライ前のシードとが、シードの更新を経た上で一致した場合であっても、リトライ時のカウンタ値とリトライ前のカウンタ値との相違に基づいて、ステップS124における認証が最新のシードに基づく認証であることが保証される。

## [0085]

比較例として、カウンタ値を用いずに、シードのみを使用して第 2 の認証処理を行う例が考えられる。比較例では、カウンタ値を参照できないので、リトライ時の第 2 の認証処理において使用するシードが、最新のシードであるか否かを区別することが困難である。よって、比較例では、リトライ時にも古いシードに基づいて第 2 の認証処理を行ってしまうおそれがあった。この点、本実施形態では、リトライ時にも最新のシードに基づいて第 2 の認証処理を行うことができるので、比較例と比較してセキュリティを向上させることが可能である。

# [0086]

## < < 3 . 補足 > >

以上、添付図面を参照しながら本発明の好適な実施形態について詳細に説明したが、本発明はかかる例に限定されない。本発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、特許請求の範囲に記載された技術的思想の範疇内において、各種の変更例または修正例に想到し得ることは明らかであり、これらについても、当然に本発明の技術的範囲に属するものと了解される。

# [0087]

例えば、上記実施形態では、携帯機側通信システム100における第1の測距用信号の送信時刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間 T1を示す情報がデータ信号に含まれるものと説明したが、本発明はかかる例に限定されない。データ信号は、第1の測距用信号の送信時刻及び第2の測距用信号の受信時刻に関する情報を含んでいればよい。以下

20

10

30

、 デ ー タ 信 号 に 含 ま れ る 情 報 の 他 の 一 例 を 説 明 す る 。

## [0088]

データ信号に含まれる情報の他の一例は、携帯機側通信システム100における第1の測距用信号の送信時刻及び第2の測距用信号の受信時刻を示す情報である。つまり、携帯機側通信システム100は、 T1を計算せずに、 T1の始期と終期のタイムスタンプを送信してもよい。

# [0089]

データ信号に含まれる情報の他の一例は、第1の測距用信号の送信時刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間に基づき計算された測距値である。つまり、携帯機側通信システム100は、測距値を計算し、計算した測距値をデータ信号に含めて送信してもよい。例えば T2が固定値である場合、携帯機側通信システム100は、 T1を計測することで、測距値を計算することができる。

#### [0090]

例えば、上記実施形態では、携帯機側通信システム100が第1の測距用信号を送信する例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。例えば、車両側通信システム200が第1の測距用信号を送信してもよい。その場合、携帯機側通信システム100は、第1の測距用信号を受信すると、その応答として第2の測距用信号を送信する。そして、携帯機側通信システム100は、第1の測距用信号の受信時刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間 T2を示す情報を含むデータ信号を送信する。他方、車両側通信システム200は、第1の測距用信号の送信時刻から第2の測距用信号の受信時刻までの時間 T1と、データ信号に含まれる時間 T2とに基づいて、測距値を計算する。また、 T2は固定値であってもよく、その場合、車両側通信システム200は、 T1を計測することで、計測した T1及び固定値である T2に基づいて測距値を計算することができる。そのため、 T2を示す情報を含むデータ信号の送受信は省略されてもよい。

#### [0091]

例えば、上記実施形態では、伝搬時間に基づいて測距値を計算する例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。例えば、電波強度に基づいて測距値が計算されてもよい。

### [0092]

例えば、上記実施形態では、第1の無線通信規格においてUHF帯及びLF帯の信号が使用され、第2の無線通信規格においてUWBを用いた信号が使用される例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。一例として、第1の無線通信規格又は第2の無線通信規格として、Bluetooth(登録商標)、Wi-Fi(登録商標)、NFC(Near Field Communication)、又は赤外線を使用する無線通信規格等が、用いられてもよい。

### [0093]

例えば、上記実施形態では、携帯機側通信システム100が被認証者であり、車両側通信システム200が認証者である例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。携帯機側通信システム100が認証者であり、車両側通信システム200が被認証者であってもよい。

## [0094]

例えば、上記実施形態では、車両側通信システム 2 0 0 が車両に搭載される例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。車両側通信システム 2 0 0 は、車両以外の航空機、又は船舶等の任意の移動体に搭載されてもよい。ここで、移動体とは、移動する装置である。

## [0095]

例えば、上記実施形態では、本発明がスマートエントリーシステムに適用される例を説明したが、本発明はかかる例に限定されない。本発明は、無線通信を行う任意のシステムに適用可能である。例えば、携帯機、車両、スマートフォン、ドローン、家、及び家電製品等のうち任意の2つの装置を含むペアに、本発明は適用可能である。なお、ペアは、2つの同じ種類の装置を含んでいてもよいし、2つの異なる種類の装置を含んでいてもよい。

10

20

30

40

## [0096]

なお、本明細書において説明した各装置による一連の処理は、ソフトウェア、ハードウェア、及びソフトウェアとハードウェアとの組合せのいずれを用いて実現されてもよい。ソフトウェアを構成するプログラムは、例えば、各装置の内部又は外部に設けられる記録媒体(非一時的な媒体:non-transitory media)に予め格納される。そして、各プログラムは、例えば、本明細書において説明した各装置を制御するコンピュータによる実行時にRAMに読み込まれ、CPUなどのプロセッサにより実行される。上記記録媒体は、例えば、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、フラッシュメモリ等である。また、上記のコンピュータプログラムは、記録媒体を用いずに、例えばネットワークを介して配信されてもよい。

## [0097]

また、本明細書においてシーケンス図を用いて説明した処理は、必ずしも図示された順序で実行されなくてもよい。いくつかの処理ステップは、並列的に実行されてもよい。また、追加的な処理ステップが採用されてもよく、一部の処理ステップが省略されてもよい。

### 【符号の説明】

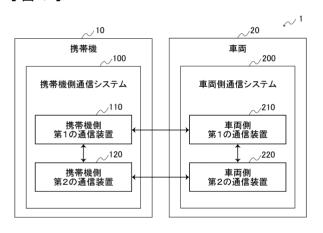
#### [0098]

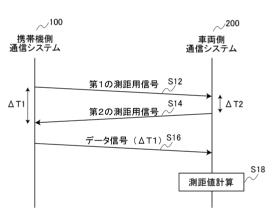
1 : システム、 1 0 : 携帯機、 2 0 : 車両、 1 0 0 : 携帯機側通信システム、 1 1 0 : 携帯機側第 1 の通信装置、 1 2 0 : 携帯機側第 2 の通信装置、 2 0 0 : 車両側通信システム、 2 1 0 : 車両側第 1 の通信装置、 2 2 0 : 車両側第 2 の通信装置

# 【図面】

【図1】

【図2】



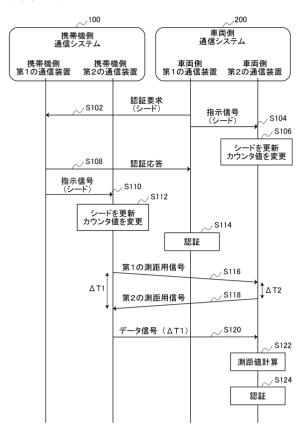


40

10

20

# 【図3】



フロントページの続き

(51)国際特許分類

FΙ

テーマコード (参考)

**B60R 25/24 (2013.01)** B60R 25/24

F ターム (参考) FF27 FF36 HH01 JJ03 JJ05

5K067 AA30 BB03 EE02 EE25 HH36 JJ51